

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合は、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 入社後1ヶ月以内に退職した場合 | 50% |
| (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に退職した場合 | 25% |
| (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月以内に退職した場合 | 5% |

※返戻金制度は有料職業紹介契約書・覚書等により別の定めをする場合があります。